

保護者殿

鹿児島商業高等学校長

感染症に罹患した場合、学校保健安全法に基づき他の生徒に感染する可能性のある期間は「出席停止」となります。出席停止期間については、下表のように規定されております。医師に診断を受けましたら、保護者が下表「感染症出席停止による受診届」を記入していただき、医療機関を受診したことがわかる書類(お薬手帳や処方薬の説明書など)のコピーを裏面に添付して、学級担任に提出してください。

	感染症の種類	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、パスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで
	風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで
	麻しん(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで。
第三種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎(はやり目)、急性出血性結膜炎(アポロ病)、腸管出血性大腸菌感染症、その他の感染症(溶連菌感染症、感染性胃腸炎など)	医師において感染のおそれがないと認めるまで

※ただし、第二種の基準で、症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められたときは、この限りではない。

保護者記入

令和 年 月 日

感染症出席停止による受診届

1	氏名	年 組 番 氏名
2	診断名	
3	受診日	令和 年 月 日
4	医療機関名	
5	出席停止期間	令和 年 月 日() ~ 令和 年 月 日()

※医療機関を受診したことがわかる書類として、「お薬手帳」や「処方薬の説明書」などのコピーを裏面に添付してください。

学級担任	保健室